

**令和8年度福島県環境創造シンポジウム企画運営業務
公募型プロポーザル公募要領**

1 趣旨

環境創造センター（以下「センター」という。）は、原子力災害からの「環境の回復と創造」に向けた取組を行う総合的な拠点として福島県が整備した施設であり、放射性物質によって汚染された環境の回復及び県民が将来にわたり安心して生活できる環境づくりに取り組んできた。

東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所の事故から約15年が経過し、福島県内における復興に向けた取組は着実に進んでいる一方で、未除染地域の残存や根強く残る風評等の課題はまだまだ残されており、復興のステージが進むにつれて、避難地域の復興・再生、廃炉と汚染水・処理水対策などの新たな課題も生まれている。

その中でも、震災から時間が経過し、記憶の風化や震災の記憶を持たない世代の増加といった課題が顕在化してきており、今後の復興を担う若い世代への震災に関する情報発信や、復興、環境回復に向けた取組を考えるきっかけの創出が重要となっている。

このような状況のもと、福島県の環境回復・環境創造のために活動する様々な団体（以下「活動団体」という。）の取組を紹介するとともに、著名人などによるパネルディスカッション、本館・研究棟におけるセンター職員との対話・交流プログラムを実施することで、福島県及び関係機関の未来に向けた取組について、若い世代を中心とした県民等に広く周知し、具体的な行動につなげることを目的としたシンポジウム（以下「本シンポジウム」という。）を開催する。

なお、本業務には、当該イベントの周知・広報に関する業務を含むものとする。

2 委託業務の内容

(1) 委託業務名

令和8年度福島県環境創造シンポジウム企画運営業務

(2) 業務の仕様等

別紙「令和8年度福島県環境創造シンポジウム企画運営業務企画提案仕様書」（以下「企画提案仕様書」という）のとおり

(3) 業務委託期間

契約締結の日から令和9年2月26日まで

(4) 見積限度額

10,005,600円（消費税及び地方消費税を含む。）

3 参加条件

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる条件を全て満たしているものとします。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 公募要領を公示した日から契約締結日までの期間において、県における入札参加資格制限措置要綱の規定に基づく入札参加制限中の者でないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てをした者若しくはなされた者（同法第41条第1項に規定する更生手続開始の決定を受けた者を除く。）又は民事再生

法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続開始の申立てをした者若しくはなされた者（同法第 33 条第 1 項に規定する再生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。

(4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）に該当しないほか、次に掲げる者でないこと。

ア 役員等（提出者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、提出者が法人である場合にはその役員、その支店又は常時物品の購入契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）。

イ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者。

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者。

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者。

(5) 福島県の県税を滞納している者でないこと。

(6) 消費税又は地方消費税を滞納している者でないこと。

(7) 令和 3 年度以降、国（予算決算及び会計令第 99 条第 9 号に掲げる沖縄振興開発金融公庫等を含む。）、地方公共団体、独立行政法人（独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人をいう。）、国立大学法人（国立大学法人法（平成 15 年法律第 112 号）第 2 条第 1 項に規定する国立大学法人をいう。）又は地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号）第 2 条第 1 項に規定する地方独立行政法人をいう。）が発注した、同様のイベント企画運営業務を履行した実績を有すること。

(8) 本業務を執行する体制が万全であり、発注者の指示に誠実に対応し、また、期日を遵守して、確実に業務を履行できる能力を有すること。

4 公募要領等の入手方法

本公募要領等については、福島県環境創造センターホームページ（「11 問合せ先等」参照）からダウンロードして入手してください。なお、窓口又は郵送等での配付は行いません。

5 質問等の受付

質問については、次により受け付けます。

(1) 受付期間

令和 8 年 5 月 22 日（金）から 6 月 9 日（火）17 時 00 分まで（必着）

(2) 提出方法

質問書（様式 1）により、電子メール又は FAX により「11 問合せ先等」へ提出してください。

また、電子メールによる質問書の件名は「【質問書】令和 8 年度福島県環境創造シンポジウム企画運営業務」とし、電子メール又は FAX とともに電話にて送付した旨を福島県環境創造センター総務企画部企画課までお知らせください。

なお、電話による質問の受付は行いません。

(3) 回答

質問に対する回答は、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものを除き、福島県環境創造センターホームページ（「11 問合せ先等」参照）に随時公表します。（個別の回答は行いません。）

6 参加申込書の提出

(1) 参加を希望する者は、「参加申込書（様式2）」に「法人等概要書（様式3）」を添えて次のとおり提出してください。

ア 提出期限

令和8年6月16日（火）17時まで（必着）

イ 提出方法

電子メールにより「11 問合せ先等」へ送付すること。

メール送付後、提出した旨を「11 問合せ先等」に電話にて連絡すること。

ウ 留意事項

提出期限までに参加申込書を提出しなかった者は、本プロポーザルに参加できない。

7 企画提案書等の提出

(1) 提出書類

参加者は、企画提案書等を次のとおり提出してください。

ア 提出期限

令和8年6月23日（火）17時まで（必着）

イ 提出方法

「11 問合せ先等」へ郵送又は持参

提出後、発注者が指定する方法により提出書類の電子データを「11 問合せ先等」に提出すること。

ウ 提出書類及び提出部数

(ア) 企画提案書（任意様式） 7部

委託仕様書に基づき、業務が円滑かつ確実に遂行できる具体的な提案を行い、企画提案の趣旨、業務内容の詳細、業務行程（スケジュール）を記載すること。

(イ) 見積書 7部

(ウ) 業務実施体制書（様式4） 1部

8 企画提案書等の提出に際しての留意事項

(1) 失格又は無効

以下のいずれかの事項に該当する場合は、失格又は無効となる。

ア 提出期限を過ぎて提出された場合

イ 提出書類に虚偽の内容の記載がされていた場合

ウ 提出書類に不備があった場合

エ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合

- オ 提出期限から当該業務の契約締結日までの期間内に、提案者（役員）が刑法に定める容疑により逮捕又は起訴された場合
- カ 本公募要領に違反すると認められた場合
- キ プロポーザル審査会の委員又は関係者に企画提案書に対する援助を直接的又は間接的に求めた者が提出した場合
- ク その他、福島県が予め指示した事項に違反した場合

(2) 複数提案の禁止

本プロポーザル参加者は、複数の企画提案書の提出を行うことはできません。

(3) 辞退

参加申込書を提出した後に辞退する際には、辞退届（任意様式）を提出してください。

(4) その他

- ア 参加者は、本プロポーザル参加申込書の提出をもって、本公募要領の記載内容を承諾したものとみなします。
- イ 提案の実現可能性を検討するため、必要に応じて応募者に対し、任意で追加資料の提出を求めることがあります。
- ウ 本プロポーザルに要する経費等は、応募者の負担とし、提出された企画提案書等は、返却しません。なお、提出後の企画提案書等の内容変更、差替え又は再提出は認めません。

9 プロポーザルの審査に関する事項

(1) 審査方法

業務委託候補者の選定は、別途設置する「審査委員会」が行います。

審査委員会は、提出された企画提案書等を審査し、総合的に評価し、業務委託候補者（単独随意契約の予定者）を選定します。

(2) 審査会（プレゼンテーション）

ア 開催日程

令和8年7月7日（火）※時間は別途通知します。

イ 会場

福島県環境創造センター ※会場の詳細は別途通知します。

ウ 所要時間（予定）

30分間以内のプレゼンテーションと10分間以内の質疑を実施します。

エ 採点方法

各審査項目を次の5段階で評価し、各審査項目の配点に各評価段階に充てられた係数を乗じて評価点とします。各審査員の各審査項目の評価点の総和を総合評価点とします。

評価段階		係数
5	特に優れている	1
4	優れている	0.8
3	普通	0.6
2	多少不十分である	0.4
1	不十分である	0.2

例) 審査項目「本業務の目的を効果的に達成することができるイベント内容であるか。」（配点40点）の場合
 A社 … 評価段階5 → 評価点40点
 B社 … 評価段階2 → 評価点16点
 C社 … 評価段階4 → 評価点32点

オ 審査項目、審査基準及び配点

審査項目	審査基準	配点
(1) 令和8年度福島県環境創造シンポジウム		
ア パネルディスカッション	多くの集客を見込め、かつ、家族や友人等の身近な人と当該内容を自発的に共有し、話題として語り合う行動につながるような気づきや問いを生み出す構成、仕掛けとなっているか。	15
イ 活動団体ブース出展	イベント趣旨に沿った活動団体を提案しているか。 また、活動団体と参加者との双方向のコミュニケーションを促進するための手法となっているか。	15
ウ センター職員との対話・交流プログラム	本館・研究棟の取組について、県民に効果的に周知できる構成となっているか。また、参加者が楽しみながら学べる手法について、効果が見込まれるか。	15
エ その他プログラム	地元と連携した飲食コーナー、その他イベントの趣旨を達成するための企画について、イベントの魅力向上に寄与するものとなっているか。	5
カ イベント広報	多くの集客が見込める開催周知方法となっているか。また、イベントの事後情報発信について、一般に広く発信できる手法となっているか。	5
(2) その他		
ア 事業実施体制	本業務を円滑に遂行できる十分な運営体制となっているか。	5
イ 実施スケジュール	本業務を無理なく効果的に実施できるスケジュールであるか。	5
ウ 事業経費積算	人件費、謝金、消耗品費、広告料及びその他の経費が提案内容に沿って適切に計上されているか。	5
エ 類似業務履行実績	本業務と類似した業務の十分な履行実績があるか。	5
総配点		75

(3) 通知等

ア 審査の結果は、本プロポーザル審査会参加者全員に通知するとともに、福島県環境創造センターホームページ（「11 問合せ先等」参照）に公開します。

なお、ホームページには参加者全員の総合評価点を掲載します。

イ 選定されなかった者は、その通知が到達した日から起算して2週間以内に書面により選定されなかった理由について回答を請求することができます。

また、その回答は書面が到達した日から起算して2週間以内に行います。

なお、回答の内容は「請求者及び業務委託候補者におけるそれぞれの審査項目毎評価点（審査項目毎に各審査委員の得点を合計したもの）及び総合評価点」となります。

(4) 契約の締結等

ア 仕様書の協議等

選定した業務委託候補者と発注者が協議し、委託契約にかかる仕様を確定した上で契約を締結

します。仕様書の内容は業務委託候補者が提案した内容を基本としますが、より効果的な業務実施のため、協議において提案内容の精査を行い、提案の内容が一部反映されない場合もあります。

イ 契約金額の決定

契約金額は、協議結果に基づき仕様書を作成し、これに基づき改めて見積書を徴取し決定します。なお、契約額は見積限度額を超えないものとします。

ウ その他

- ・業務委託候補者と県との間で行う協議が整わない場合又は業務委託候補者が契約を辞退した場合は、審査結果において総合評価が次点であった応募者と協議します。
- ・企画提案書に基づく履行ができなかった場合において、再度の履行が困難又は合理的でないときは、発注者は契約の相手方に対し契約金額の減額、損害賠償の請求、契約の解除、違約金の請求の対象とすることができるものとします。

10 主なスケジュール

公告	5月22日(金)
質問受付期間	5月22日(金)～6月9日(火)
質問への回答	6月12日(金)
参加申込書提出締め切り	6月16日(火)
企画提案書提出締め切り	6月23日(火)
審査会の開催通知	6月30日(火)
審査会	7月7日(火)
審査結果通知・公表	7月10日(金)
契約締結	7月15日(水)以降

11 問合せ先等

本プロポーザルに係る問合せ先及び関係書類の提出先は次のとおりです。

〒963-7700 福島県田村郡三春町深作10番2号

福島県環境創造センター総務企画部企画課

電話：0247-61-6128 FAX：0247-61-6119 E-mail：kansou-kikaku@pref.fukushima.lg.jp

※ 福島県環境創造センターホームページ

<https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/298/bidding-info.html>